

第73期 定時株主総会 招集ご通知



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
書面・インターネット等による事前の議決権行使のご活用もよろしくお願い申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、懇親会については中止とさせていただきます。

開催日時

2022年11月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室

議 案

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剩余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

企業理念／企業スローガン

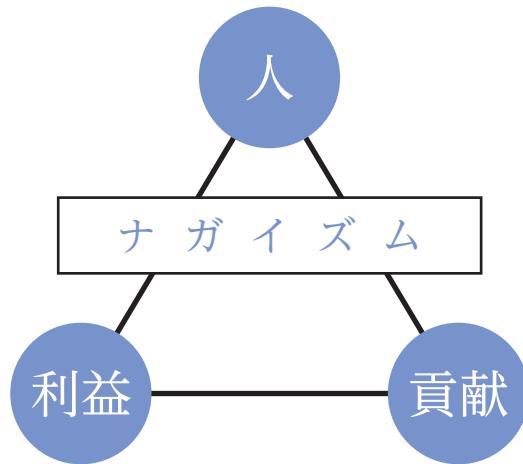
いのちの力になりたい。

社是 人の和

経営方針

「人、利益、貢献」をバランス良く熟成させ、
社会に求められる企業集団を目指す。

信じる力 ふれない力 原理原則の探究



ビジネスモデル マーケット

お取引先様 女性支援
雇用創出 環境 株主還元

証券コード 7447
2022年11月1日

株 主 各 位

東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号

オカ"イレー"ベン株式会社

代表取締役社長 澤 登 一 郎

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年11月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室

3. 目的 事 項

報告事項

1. 第73期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagaileben.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagaileben.co.jp>) に掲載させていただきます。

※2022年9月1日に電子提供制度が施行されました。当社は次回（2023年11月）総会においても、これまで同様に株主総会資料を書面にてお届けする予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいます
ようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会に ご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年11月25日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を 行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年11月24日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権 行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年11月24日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
QRコード
ロゴインQRコード

見本

*議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

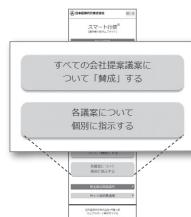
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

[インターネット等で議決権を行使される株主の皆様へ]

2022年11月5日（土）午前5時～2022年11月7日（月）午前5時の間は、ウェブサイトのメンテナンス作業のため、議決権行使ウェブサイト及びスマート行使からは行使いただけません。

インターネット等による議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理部 ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (707) 743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能ですか。

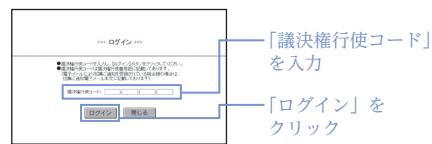
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第73期の期末配当金については、1株当たり60円とすることとし、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおり剰余金を処分いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金60円

総額1,935,610,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

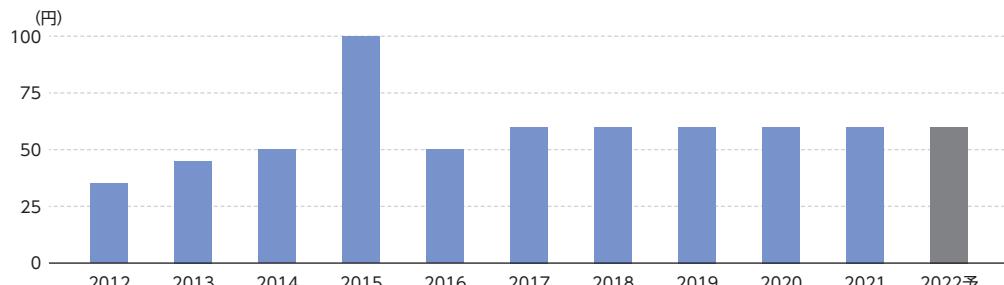
2022年11月28日

<株主還元の基本方針> (47頁もご参照ください。)

当社は、従来から株主の皆様への利益還元の充実を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、安定的な配当金額を継続することを基本方針としており、利益還元を重視する方針を明確にしております。

なお、自己株式の取得については、市場環境等を踏まえ、機動的に行う方針としています。

1株当たり配当金の推移



2011年9月 1株→2株に株式分割

2015年の1株当たり配当金100円 (普通配当: 50円、記念配当: 50円)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 現行定款第16条の削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当を除く剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- なお、株主還元の適切性等を株主様に直接的にご判断いただく観点から、期末配当につきましては、引き続き株主総会の決議により行うことといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p><u>(剩余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第35条 当会社は、次条第1項に定める期末配当についての決議は株主総会によって行う。期末配当を除き、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条～第37条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担職 重複する場合は、 地名を記入する。 複数の場合は、 並びに記入する。	当の及状況 び況	所有する当社の株式数
1	さわのぼり いちろう 澤 登 一 郎 (1956年9月2日生)	1980年4月 当社入社 1986年10月 当社取締役 1987年10月 当社常務取締役 1991年9月 当社代表取締役副社長 1995年11月 当社代表取締役社長 2001年12月 当社代表取締役社長兼企画本部長 2003年11月 当社代表取締役社長 （現在に至る） [重要な兼職の状況] ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長		5,803,440株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>澤登一郎氏は、1986年に当社取締役に就任以来、当社の業績の向上に貢献しており、1995年に代表取締役社長に就任以降は、当社の経営トップとして高い見識と豊富な経験をもとにリーダーシップを発揮し、その責任を十分に果たし、当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当の状況	所有する当社の株式数
2	さいとう のぶひこ 斉藤信彦 (1961年11月10日生)	<p>1984年4月 株式会社クラレ入社</p> <p>1992年5月 当社入社 当社新事業開発室長</p> <p>1995年11月 当社取締役企画本部長</p> <p>1999年9月 当社取締役企画本部長兼営業本部副本部長</p> <p>2001年12月 当社常務取締役営業本部長</p> <p>2003年11月 当社常務取締役営業本部長兼企画本部長</p> <p>2010年11月 当社常務取締役兼営業本部長</p> <p>2013年9月 当社常務取締役CMO</p> <p>2014年12月 当社常務取締役経営企画本部長 (現在に至る)</p>	62,099株
【取締役候補者とした理由】			斉藤信彦氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、マーケティング全般についての専門的な知識を有しており、当社入社後は新規事業の開発に貢献され、1995年に取締役就任後は、高度な専門性と高い見識のもと商品の企画・営業・経営企画を管掌するなど当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当の状況	所有する当社の株式数
3	あさいかつじ 朝井克司 (1957年4月10日生)	1981年4月 蝶理株式会社入社 2008年12月 当社入社 当社業務部次長 2010年11月 当社取締役業務本部長 (現在に至る)	14,213株
【取締役候補者とした理由】 朝井克司氏は、繊維商社勤務の経験があり、2010年に取締役就任後は、国内・国外の仕入業務全般について豊富な経験と高い見識のもとに当社の企業価値の向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	やまもとやすよし 山本康義 (1957年12月23日生)	1981年4月 ユニチカ株式会社入社 1999年4月 ユニチカテキスタイル株式会社（現ユニチカトレーディング株式会社）分社により転籍 2009年10月 当社入社 当社経営企画室長 2010年2月 当社企画部次長 2010年11月 当社取締役企画本部長 (現在に至る)	14,313株
【取締役候補者とした理由】 山本康義氏は、繊維メーカー勤務の経験があり、2010年に取締役就任後は、新商品企画・品質管理全般について豊富な経験と高度な専門性を発揮され当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当の状況	所有する当社の株式数
5	新谷欣哉 (1963年6月20日生)	<p>1986年4月 広島トヨペット株式会社入社 1987年10月 当社入社 2002年9月 当社営業部次長兼営業第三課課長 2003年9月 当社営業部次長兼マーケティング室室長 2004年9月 当社営業部次長 2006年12月 当社営業部部長 2013年9月 当社営業本部長 2014年11月 当社取締役営業本部長 (現在に至る)</p>	13,192株
【取締役候補者とした理由】			
新谷欣哉氏は、入社以来営業として大変優秀な成績を残しており市場を知悉していること、2014年に取締役就任後は、十分に能力を発揮し当社の企業価値向上に貢献されていること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	山村浩之 (1973年2月6日生)	<p>1997年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2019年7月 当社入社 当社管理本部長付次長 2020年9月 当社管理本部部長 2020年11月 当社取締役管理本部長 (現在に至る)</p>	2,429株
【取締役候補者とした理由】			
山村浩之氏は、金融機関勤務の豊富な業務経験があり、2020年に取締役就任後は、幅広い知見と高い見識のもと管理部門を管掌され、当社の企業価値向上に貢献していること、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。第3号議案が承認された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当職及び状況	所有する当社の株式数
1	おぎの かずたか 荻野和孝 (1950年9月30日生)	1974年4月 株式会社毎日新聞社入社 1983年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 1992年11月 当社入社 1994年10月 当社業務部次長 1995年11月 当社取締役業務本部長 2010年11月 当社常勤監査役 2016年11月 当社取締役（監査等委員・常勤） （現在に至る）	20,200株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】			
荻野和孝氏は、1995年に取締役に就任以降、業務本部長として豊富な経験を有しており、当社の事業に精通しており、2010年からは常勤監査役として、また、2016年からは常勤の監査等委員である取締役として、高い見識に基づき取締役会のほか、経営会議等の業務執行に関する重要な会議に出席し積極的に意見を述べております。また、社内外問わず人望厚く申し分ないことなどから、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当の状況	所有する当社の株式数
2	三嶋 浩太 (1977年8月31日生)	<p>2000年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>2002年1月 日興コーディアル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社</p> <p>2006年11月 株式会社ネクスト21入社</p> <p>2007年4月 同社取締役</p> <p>2008年8月 株式会社ツバルの森（現株式会社アネモイ）代表取締役</p> <p>2016年4月 合同会社m o i m o i 代表社員 (現在に至る)</p> <p>2016年11月 当社社外取締役（監査等委員） (現在に至る)</p> <p>2019年4月 合同会社ツバルの森代表社員 (現在に至る)</p> <p>2019年11月 PAOS東京合同会社代表社員 (現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>合同会社m o i m o i 代表社員</p> <p>合同会社ツバルの森代表社員</p> <p>PAOS東京合同会社代表社員</p>	634株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
三嶋浩太氏は、他の会社の取締役や代表取締役として、企業経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらの経験を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当の状況	所有する当社の株式数
3	※のぐちえみこ 野口恵美子 (1964年8月28日生)	1983年6月 医療法人社団葵会入社 1988年7月 山田税務会計事務所入社 1999年9月 太田昭和Ernst&Young株式会社（現EY税理士法人）入社 2015年1月 野口税務会計事務所開設 (現在に至る)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野口恵美子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国公認会計士及び税理士としての専門的な知識を有しており、それらの経験を当社の監査等に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 三嶋浩太氏は、株式会社ツバルの森(現株式会社アネモイ) の創業者で、同社の顧問を兼務しております。当社は同社より、投資家向け広報活動の支援を受けておりましたが、2016年8月31日をもって契約を終了いたしました。なお、第67期（2016年8月期）における当社から同社への支払額は、年間3,550千円であり、独立性に問題はないものと判断しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三嶋浩太氏及び野口恵美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三嶋浩太氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 野口恵美子氏（※）は、新任の監査等委員候補者であります。
5. 当社と荻野和孝氏及び三嶋浩太氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。荻野和孝氏及び三嶋浩太氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、野口恵美子氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。第4号議案が承認された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、三嶋浩太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、野口恵美子氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

【ご参考】

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合、当社の役員の構成およびその有する主な知識や経験は次のとおりとなります。

	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	研究開発・ 生産管理	財務会計	法務・ コラボライанс	サステナビリティ	グローバル ビジネス
澤 登 一 郎	●		●				●
齊 藤 信 彦	●	●				●	
朝 井 克 司			●				●
山 本 康 義			●		●		
新 谷 欣 哉		●					●
山 村 浩 之				●	●		
荻 野 和 孝			●		●		
三 嶋 浩 太				●		●	
野 口 恵 美 子				●			●

(提供書面)

事 業 報 告

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大、ウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締めに伴う急激な為替の変動などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

医療・介護を取り巻く環境としましては、新型コロナウイルスの感染拡大は夏以降勢いを増し過去最大の感染者数となったものの、重症化率の低下とともに医療現場における適切な対応により市場は大きな混乱には至らず、比較的安定した状況で推移したものと見られます。また、今年4月に実施された診療報酬の改定は、本体が0.43%の引上げとなり、前回に引き続きプラス改定となりました。看護職員、介護職員の待遇改善としての賃金引上げも順次実施され、コロナ禍で疲弊する医療・介護現場の状況が反映されたものと評価されます。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の売上は、計画通りに着地し、過去最高の売上高を達成いたしました。主力のコア市場においては、ヘルスケアウェア、ドクターウェアが高付加価値商品を中心に更新物件のキャッチアップ、新規物件の獲得により増収となりました。周辺市場では、患者ウェアが前期の22.0%の大幅増収に引き続き、当期も14.2%増と好調に推移しました。また海外市場も、台湾において大型物件の獲得により16.7%の増収となりました。

生産面におきまして、海外生産においては、昨年来のコンテナ不足に端を発する船賃急騰及び航海スケジュールの不安定など、物流における混乱状況が継続しており、航空便を含めた物流体制の多様化を行うことで、ユーザーへの影響の最小化を図りました。国内生産においては、最低賃金の上昇に伴い人件費の上昇の影響を受けました。その結果、売上高総利益率は、海外生産シフトを進め、また急激な円安進行の発生を先物為替の予約により影響の低減を図るなど、収益改善に努め、前年比1.5ポイントダウンの44.4%となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、医療機関への訪問規制が緩和し、国内外での営業活動の回復により、旅費交通費等が増加し、前年同期比0.1%増となりました。

特別損益におきましては、政策保有株式の保有意義の見直し結果による、売却を進めた結果、特別利益として投資有価証券売却益338百万円を計上いたしました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高につきましては17,745百万円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益は5,031百万円（同3.5%減）、経常利益は5,139百万円（同3.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,778百万円（同3.6%増）を計上いたしました。

また、当社個別の業績につきましては、売上高は17,737百万円（前期比1.1%増）、営業利益は4,851百万円（同3.5%減）、経常利益は5,034百万円（同2.8%減）、当期純利益は3,730百万円（同4.1%増）を計上いたしました。

(注) 当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループが当連結会計年度に実施した設備投資は総額218百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは建物関連やＩＴ設備への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

医療・介護業界ではコロナ禍の落ち着きを取り戻すものと見られますが、諸物価高騰の影響による医療・介護機関の経営圧迫が懸念されところであります。このような状況下において、コア市場のヘルスケアウェア及びドクターウェアに投入した新コンセプトブランド商品を前面に打ち出し、市場を活性化するとともに更新物件の確実な受注とシェアアップを図ります。また、引き続き順調な増収が見込まれる患者ウェア、コンペルパックの市場浸透が期待される手術ウェアの周辺市場での増収に加え、海外市場では台湾においてEC直販を開始し、新たな販路を開拓いたします。以上、全市場において増収を計画し、前期比2.6%増の4期連続の過去最高の売上を目指してまいります。

2023年8月期の連結業績の生産に関しまして、原油相場高騰による原材料価格の急激な高騰、物流費および人件費の上昇、為替相場での円安急進などの外部環境の急変により、原価への影響が大きく現れることが見込まれます。

資本政策といたしましては、当社グループの強固な財務体質の強みを活かし、株主価値向上のため、配当性向を当社単体の純利益の5割程度とする方針を維持するとともに、必要に応じて自己株式の取得等を積極的に実施してまいります。

今後とも、企業価値の向上のための成長機会への再投資も考慮しつつ、株主への利益還元に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第70期 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	第71期 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	第72期 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	第73期 (当連結会計年度) (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)
売上高(百万円)	16,785	17,066	17,563	17,745
経常利益(百万円)	4,990	5,031	5,306	5,139
親会社株主に帰属する当期純利益	3,445	3,474	3,647	3,778
1株当たり当期純利益(円)	103.61	105.47	111.00	115.77
純資産(百万円)	39,721	40,121	42,029	42,255
1株当たり純資産額(円)	1,194.54	1,221.00	1,278.84	1,309.83
総資産(百万円)	44,281	44,931	46,428	47,347

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナガイ白衣工業株式会社	千円 50,000	% 100.0	白衣類の縫製加工 白衣類の縫製指図 品質管理・技術指導 製品の委託出荷

(7) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

当社グループは、メディカルウェア等の製造・販売をしており、主な商品は次のとおりであります。

- ① メディカルウェア
- ② シューズ

(8) 主要な営業所及び工場（2022年8月31日現在）

会社名	主要拠点
ナガイレーベン株式会社	(本社) 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号 (支店) 札幌市東区、仙台市宮城野区、名古屋市東区、大阪市東成区、広島市西区、香川県高松市、福岡市中央区、中華民国:台北市 (物流センター) 秋田県大仙市神宮寺、広島県東広島市
ナガイ白衣工業株式会社	(本社) 秋田県大仙市神宮寺 (カッティングセンター) 秋田県大仙市神宮寺 (工場) 秋田県大仙市神宮寺、秋田県大仙市南外、秋田県仙北郡美郷町

(9) 従業員の状況（2022年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男性	172名	—
女性	352名	6名増
合計	524名	6名増

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	85名	—	43.3歳	16.6年
女性	39名	1名増	36.8歳	11.5年
合計又は平均	124名	1名増	41.3歳	15.0年

(注) 従業員数には契約社員、臨時従業員及び海外支店の現地社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年8月31日現在）

該当する事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式3,475,817株を除く） 32,260,183株
 (3) 株主数 3,483名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
澤 登 一 郎	5,803,440	18.0
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	3,628,700	11.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,184,327	6.8
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	1,720,834	5.3
有 限 会 社 登 龍	1,455,300	4.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,178,700	3.7
澤 登 辰 郎	1,050,200	3.3
RBC IST 15 PC T NON LENDING A C C O U N T -CLIENT ACCOUN	763,900	2.4
澤 登 春 江	623,600	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	615,599	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式を3,475,817株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役（監査等委員を除く）	7,332株	6名

(注) 当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、事業報告24頁から25頁の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に記載のとおりであります。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2022年8月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
澤 登 一 郎	取締役社長(代表取締役)	ナガイ白衣工業株式会社代表取締役社長
斉 藤 信 彦	常務取締役（経営企画本部長）	
朝 井 克 司	取締役（業務本部長）	
山 本 康 義	取締役（企画本部長）	
新 谷 欣 哉	取締役（営業本部長）	
山 村 浩 之	取締役（管理本部長）	
荻 野 和 孝	取締役（監査等委員・常勤）	
城 見 浩 一	取締役（監査等委員）	城見税務会計事務所所長 公認会計士 税理士 株式会社スーパー・アルプス社外監査役 株式会社不二工機社外取締役
三 嶋 浩 太	取締役（監査等委員）	合同会社m o i m o i 代表社員 合同会社ツバルの森代表社員 P A O S 東京合同会社代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）城見浩一氏及び三嶋浩太氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）城見浩一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために荻野和孝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）城見浩一氏及び取締役（監査等委員）三嶋浩太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は当該保険契約を次回更新時に同様の内容で更新することを予定しております。

(4) 役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監査機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬及び賞与とし、株主総会の決議による報酬等の限度額の範囲内で、会社の業績、取締役の会社業績に対する貢献度、経済情勢等を勘案し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額の決定に関する方針

非金銭報酬等として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式報酬規程に基づき、対象取締役に対して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を割り当てるため、金銭報酬債権を報酬として支給する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の個人別の支給額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任

をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	120,569	103,230	17,339	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,558	13,558	—	1
社外取締役	7,608	7,608	—	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)58,263千円は含まれておりません。
 2. 譲渡制限付株式報酬については、当事業年度において計上した株式報酬費用の額を記載しております。
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。
 また、非金銭報酬として2018年11月22日開催の当社第69期定時株主総会において、上記年額200百万円の報酬の範囲内で支給する譲渡制限付株式報酬の導入が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。
 4. 監査等委員である取締役の報酬額は、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
 5. 取締役会は、代表取締役社長 澤登一郎に対し、各取締役の固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）城見浩一氏は、城見税務会計事務所の所長であります。また、株式会社スーパーアルプスの社外監査役及び株式会社不二工機の社外取締役であります。城見税務会計事務所、株式会社スーパーアルプス及び株式会社不二工機と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）三嶋浩太氏は合同会社m o i m o i、合同会社ツバルの森及びP A O S 東京合同会社の代表社員であります。合同会社m o i m o i、合同会社ツバルの森及びP A O S 東京合同会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	城 見 浩 一	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員として選任しております。また他の会社の社外監査役及び社外取締役として企業経営についての豊富な知識や経験に基づき、社外の第三者の視点で、提言と監視を行っており、当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されております。かかる専門的な知見をもとに活発に発言を行い、議論を深めることに貢献しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回出席しております。また当事業年度において開催された監査等委員会17回のうち17回出席しております。
取締役 (監査等委員)	三 嶋 浩 太	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外の第三者の視点で、提言と監視を行っており、当社の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されております。かかる専門的な知見をもとに活発に発言を行い、議論を深めることに貢献しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回出席しております。また当事業年度において開催された監査等委員会17回のうち17回出席しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

34,800千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムの基本方針につきましては、下記のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、定期的に取締役会に報告するものとする。内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等関連機関及び顧問弁護士と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、情報等という）に記録し、保存する。取締役は、情報管理規程により、常時、これらの情報等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、製造・物流・情報管理等の安全に関する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回定例取締役会を開催し、適宜臨時取締役会を開催する。

また、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定款規定に基づき、取締役会決議により委任された重要な業務執行の一部又は全部について、毎週月曜日に開催される経営会議において議論の上、決議する。

取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、会議等を通じて全社に周知徹底する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的に当社グループの役員による会議を開催し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、当社グループの経営方針に従って子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

関係会社管理規程に従い、子会社の事業部門に関して責任を負う子会社の取締役を任命し、子会社の企業倫理規程に基づく法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社管理本部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。また、法令上疑義のある行為等について子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人に対し監査等委員会はその監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた使用人は当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

当該指示を受けた使用人の異動等については、監査等委員会の意見を聞くものとする。

⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

当社の監査等委員会は、子会社の取締役、監査役並びに使用人その他これらの者から報告を受けた者に対して、監査等委員会の職務の執行に関する情報について報告を求めることができる。

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理する。

- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の基礎として、月
1回定期監査等委員会を開催し、適宜臨時監査等委員会を開催する。
監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の機会を設定し、認識の共
有を図る。
また、監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受
けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。
監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席する能够で
きる。また、監査等委員は、議事録等の関連資料を原則自由に閲覧できる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度における重要な会議の開催状況は次のとおりであります。

取締役会は15回開催（開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定
に基づき取締役会のあったものとみなされる書面決議を4回）されました。

監査等委員会は17回開催され、監査等委員全員はそのすべてに出席いたしました。

業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役から構成される経営会議は原則毎週
月曜日に開催され、経営状況や課題等の報告のほか、取締役会より委任を受けた重要な
事項に関する業務執行を決定いたしました。

当社グループ内の連携強化のために、当社及び子会社ナガイ白衣工業株式会社の業務
執行取締役から構成される合同会議を12回開催いたしました。

② 当事業年度における主な取り組み

(a) コンプライアンス

社内研修において、代表取締役社長が自ら従業員に向けて企業理念及び経営方針を
周知いたしました。

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業倫理規程及び内
部通報制度運用規程の周知を継続するとともに、従業員に対し職場におけるハラスメ
ント防止に関する注意喚起を実施いたしました。

反社会勢力排除に向けた対応については、注意喚起と徹底を継続いたしました。

(b) グループ全社のリスクマネジメント

自然災害対策として、全社社員を対象に災害時安否確認訓練を実施いたしました。子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、事業所ごとに避難経路の確認の実施及び全社社員を対象とした災害緊急時連絡網を作成しております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、グループ内の取締役を中心としたBCP対策会議を定期的に開催し、グループ全体の現状分析と対策を決定してまいりました。従業員の安全を確保するため、時差出勤、在宅勤務等を行いました。

当社の情報セキュリティ対策としては、外部からのウイルスや攻撃等に対するセキュリティリスクに関しての監視を日々行っており、万全の体制を整えております。特に情報漏洩に関しては、各クライアント及びサーバーに対して、ファイル操作の履歴を常に取るよう設定しており、万が一流出した場合においても、その流出元が特定できるようにしております。また、従業員を対象にサイバーセキュリティに関する社内研修を実施いたしました。

サーバールームに関しては、特定の人物のみがセキュリティカードを使用しての入室が可能となっております。

防災対策として、無停電電源装置を用意し耐震設備の上にサーバーを設置しております、大震災にも備えております。また火事や電源喪失など、事業運用に著しい障害が発生した場合においても、別拠点に設置してある予備サーバーへ切り替え、事業運用に支障が無い体制を整えております。

子会社ナガイ白衣工業株式会社においては、メールのセキュリティ対策は外部委託し、各クライアントのウイルス対策については専任担当者が管理しております。防災対策として、無停電電源装置を用意し、データは別拠点にバックアップし、生産工場稼働に支障が無いように復旧体制を整っております。

(c) 財務報告に係わる内部統制

財務報告に係わる内部統制は、年間スケジュールに基づき、内部統制評価を実施いたしました。

(d) 内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社及びグループ子会社の内部監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	38,902,323	流動負債	4,048,594
現金及び預金	28,560,650	支払手形及び買掛金	1,607,931
受取手形及び売掛金	2,992,165	未払法人税等	1,055,531
電子記録債権	2,247,492	賞与引当金	88,670
棚卸資産	4,886,229	その他の	1,296,460
短期貸付金	3,698	固定負債	1,044,123
その他の	212,615	役員退職慰労引当金	33,610
貸倒引当金	△528	退職給付に係る負債	633,951
固定資産	8,445,654	その他の	376,561
有形固定資産	7,381,874	負債合計	5,092,718
建物及び構築物	2,577,063	[純資産の部]	
機械装置及び運搬具	193,461	株主資本	42,229,578
土地	4,440,815	資本金	1,925,273
建設仮勘定	52,855	資本剰余金	1,922,827
その他の	117,679	利益剰余金	42,532,681
無形固定資産	56,991	自己株式	△4,151,203
投資その他の資産	1,006,789	その他の包括利益累計額	25,682
投資有価証券	173,855	その他有価証券評価差額金	67,303
長期貸付金	1,846	繰延ヘッジ損益	43,295
繰延税金資産	653,690	退職給付に係る調整累計額	△84,917
その他の	179,196	純資産合計	42,255,260
貸倒引当金	△1,800		
資産合計	47,347,978	負債・純資産合計	47,347,978

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,745,488
売 上 原 價	9,863,796
売 上 総 利 益	7,881,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,850,024
営 業 利 益	5,031,668
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	26,520
受 取 賃 貸 料	88,487
為 替 差 益	19,226
雜 収 入	13,593
営 業 外 費 用	147,828
固 定 資 産 賃 貸 費 用	38,415
雜 損 失	1,114
經 常 利 益	5,139,967
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	286
投 資 有 價 証 券 売 却 益	338,068
特 別 損 失	338,354
固 定 資 産 除 売 却 損	10,108
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	10,108
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,468,213
法 人 税 等 調 整 額	1,688,273
当 期 純 利 益	1,674
親会社株主に帰属する当期純利益	3,778,265
	3,778,265

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年9月1日 残高	1,925,273	2,388,676	43,276,163	△5,913,545	41,676,567
会計方針の変更による累積的影響額			△39,181		△39,181
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	1,925,273	2,388,676	43,236,981	△5,913,545	41,637,385
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,971,934		△1,971,934
親会社株主に帰属する当期純利益			3,778,265		3,778,265
自 己 株 式 の 取 得				△1,231,507	△1,231,507
自 己 株 式 の 処 分		9,295		8,073	17,369
自 己 株 式 の 消 却		△475,144	△2,510,630	2,985,775	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△465,848	△704,299	1,762,341	592,192
2022年8月31日 残高	1,925,273	1,922,827	42,532,681	△4,151,203	42,229,578

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 產 合 計
	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年9月1日 残高	441,087	1,576	△89,442	353,222	42,029,790
会計方針の変更による累積的影響額					△39,181
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	441,087	1,576	△89,442	353,222	41,990,608
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当					△1,971,934
親会社株主に帰属する当期純利益					3,778,265
自 己 株 式 の 取 得					△1,231,507
自 己 株 式 の 処 分					17,369
自 己 株 式 の 消 却					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△373,784	41,719	4,524	△327,540	△327,540
連結会計年度中の変動額合計	△373,784	41,719	4,524	△327,540	264,651
2022年8月31日 残高	67,303	43,295	△84,917	25,682	42,255,260

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]			
流 動 資 産	35,612,321	流 動 負 債	4,126,578
現 金 及 び 預 金	26,334,196	支 払 手 形	899,328
受 取 手 形	703,802	買 掛 金	1,018,750
電 子 記 録 債 権	2,247,492	未 払 金	640,851
壳 会 掛 金	2,288,278	未 払 費 用	33,834
商 品 品 品	3,834,958	未 払 法 人 税 等	1,027,359
貯 藏 品	34,088	未 払 消 費 税 等	290,273
短 期 貸 付	3,698	賞 与 引 当 金	60,699
そ の 他	166,334	そ の 他	155,480
貸 倒 引 当 金	△528	固 定 負 債	565,360
固 定 資 産	8,229,180	退 職 給 付 引 当 金	188,798
有 形 固 定 資 産	7,301,127	そ の 他	376,561
建 築 物	2,516,782	負 債 合 計	4,691,938
構 築 物	58,482	[純 資 産 の 部]	
機 械 及 び 装 置	120,253	株 主 資 本	39,064,992
車 両 運 搬 具	1,310	資 本 金	1,925,273
工 具 、 器 具 及 び 備 品	110,626	資 本 剰 余 金	2,202,171
土 地	4,440,815	資 本 準 備 金	2,202,171
建 設 仮 勘 定	52,855	利 益 剰 余 金	39,088,751
無 形 固 定 資 産	44,280	利 益 準 備 金	410,000
電 話 加 入 権	4,473	そ の 他 利 益 剰 余 金	38,678,751
施 設 利 用 権	152	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	25,830
ソ フ ト ウ エ ア	39,653	別 途 積 立 金	36,200,000
投 資 そ の 他 の 資 産	883,772	繰 越 利 益 剰 余 金	2,452,921
投 資 有 価 証 券	173,708	自 己 株 式	△4,151,203
関 係 会 社 株 式	50,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	84,570
長 期 貸 付 金	1,846	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	67,303
破 産 更 生 債 権 等	1,800	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	17,267
長 期 前 払 費 用	5,662	純 資 産 合 計	39,149,563
繰 延 税 金 資 産	482,631		
そ の 他	169,922		
貸 倒 引 当 金	△1,800		
資 产 合 計	43,841,501	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,841,501

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,737,785
売 上 原 価	10,011,703
売 上 総 利 益	7,726,081
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,874,513
営 業 利 益	4,851,567
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	83,498
受 取 賃 貸 料	193,403
為 替 差 益	18,987
雜 収 入	1,998
	297,887
営 業 外 費 用	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	111,356
雜 損 失	3,105
	114,462
經 常 利 益	5,034,993
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	136
投 資 有 価 証 券 売 却 益	338,068
	338,204
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	9,985
	9,985
税 引 前 当 期 純 利 益	5,363,211
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,640,277
法 人 税 等 調 整 額	△7,467
当 期 純 利 益	3,730,401

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				利益剰余金			
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
2021年9月1日 残高	1,925,273	2,202,171	465,848	2,668,020	410,000	27,674	34,700,000	4,742,422 39,880,097
会計方針の変更による累積的影響額								△39,181 △39,181
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	1,925,273	2,202,171	465,848	2,668,020	410,000	27,674	34,700,000	4,703,240 39,840,915
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,971,934 △1,971,934
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,844		1,844 -
別途積立金の積立							1,500,000	△1,500,000 -
当期純利益								3,730,401 3,730,401
自己株式の取得								
自己株式の処分			9,295	9,295				
自己株式の消却			△475,144	△475,144				△2,510,630 △2,510,630
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△465,848	△465,848	-	△1,844	1,500,000	△2,250,319 △752,164
2022年8月31日 残高	1,925,273	2,202,171	-	2,202,171	410,000	25,830	36,200,000	2,452,921 39,088,751

	株主資本	評価・換算差額等				純資産合計
		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
2021年9月1日 残高	△5,913,545	38,559,846	441,087	673	441,761	39,001,607
会計方針の変更による累積的影響額		△39,181				△39,181
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	△5,913,545	38,520,664	441,087	673	441,761	38,962,425
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,971,934				△1,971,934
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
当期純利益		3,730,401				3,730,401
自己株式の取得	△1,231,507	△1,231,507				△1,231,507
自己株式の処分	8,073	17,369				17,369
自己株式の消却	2,985,775	-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△373,784	16,593	△357,190	△357,190
事業年度中の変動額合計	1,762,341	544,328	△373,784	16,593	△357,190	187,137
2022年8月31日 残高	△4,151,203	39,064,992	67,303	17,267	84,570	39,149,563

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月19日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナガイレーベン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的の懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月19日

ナガイレーベン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナガイレーベン株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月19日

ナガイレーベン株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）荻野和孝 

監査等委員 城見浩一 

監査等委員 三嶋浩太 

（注） 監査等委員城見浩一及び三嶋浩太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<ご参考1>

当社の特徴

創業107年

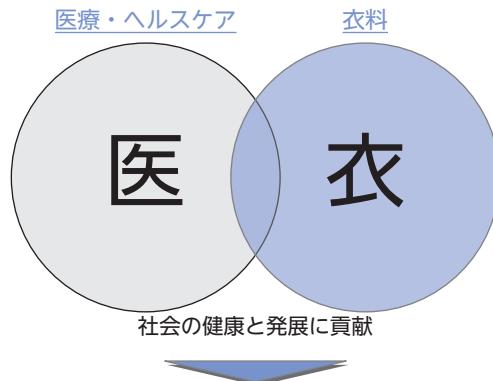
医療白衣メーカー専業

優位なポジションを確立

- ・コア市場(ヘルスケアウェア・ドクターウェア)シェア60%超のリーディングカンパニー
- ・年間650万着以上を供給
- ・企画から製造、販売までを一貫して行う
- ・数千種類にも及ぶ豊富なアイテム数、オーダーメイド対応など、競争力のある商品

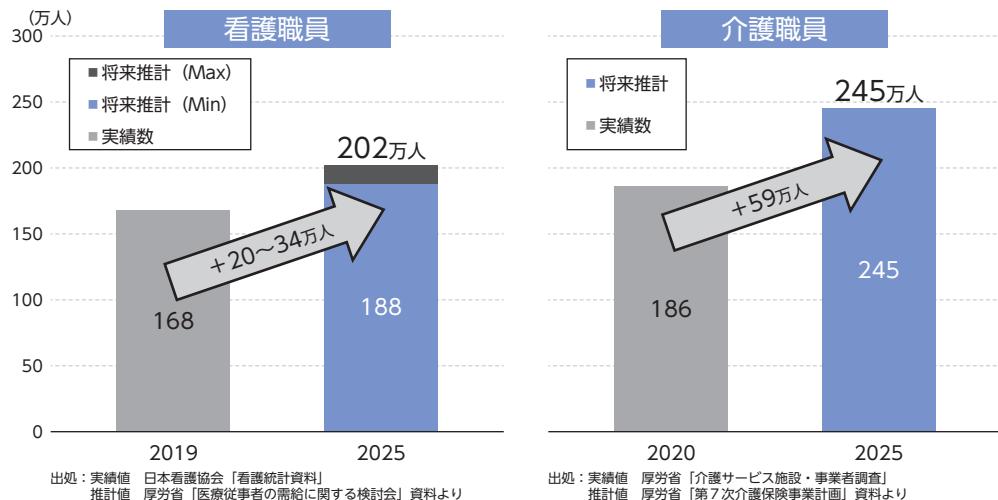
事業領域

「医療」と「衣料」を繋ぐリーディングカンパニー



- ・ニッチな市場で確固たる地位を確立
- ・医療制度や保険点数に直接的な影響を受けない分野でのビジネス展開
- ・機能性と感性に訴求したファッショナブルな衣料を提供することにより高付加価値を創出

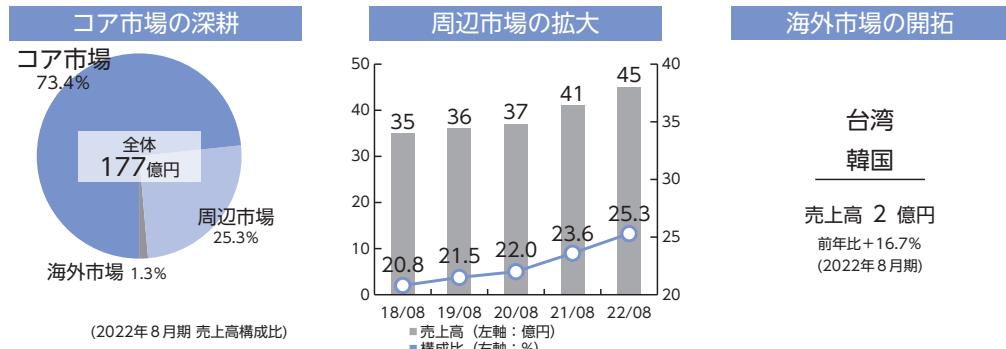
市場環境（看護・介護職員の将来需要推計）



経営戦略

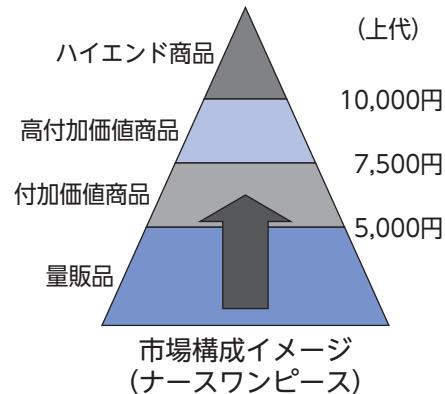
市場戦略

- ・コア市場の付加価値戦略での深耕
 - ・周辺市場のシェア拡大
 - ・当社ビジネスモデル展開による海外市場の開拓
- － 医療従事者用白衣
 - － 入院患者衣・検診衣・手術ウェア



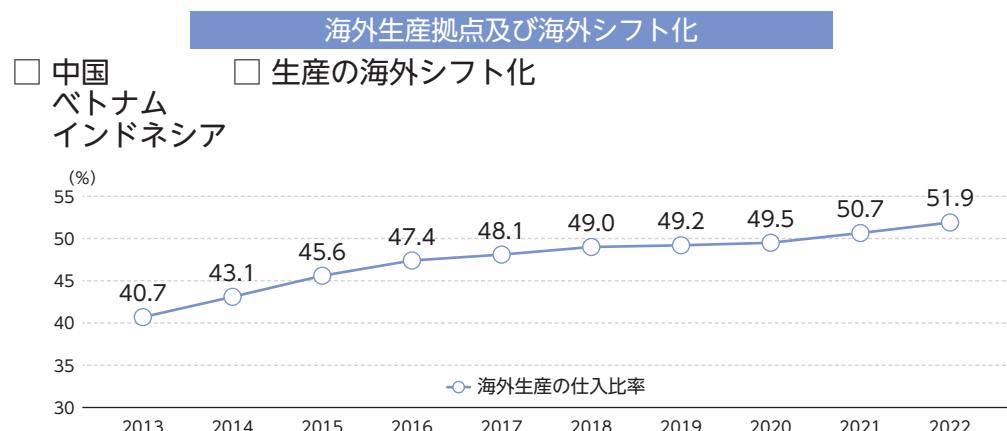
経営戦略

商品戦略

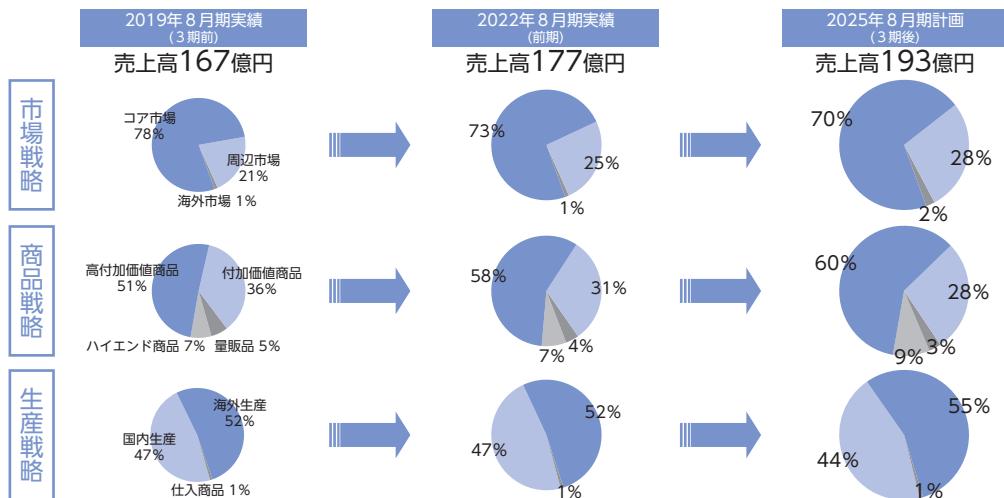


経営戦略

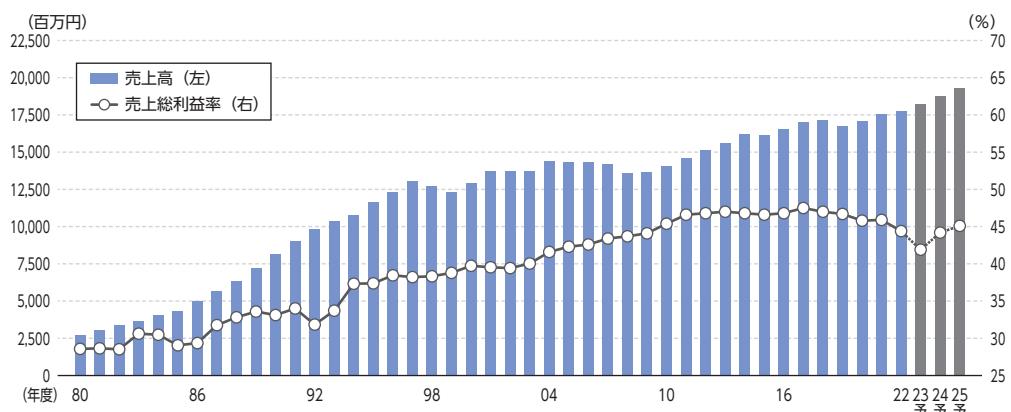
生産戦略



中期経営計画・事業展開の考え方



中期経営計画・総利益率の推移



2025年8月期計画

売上高 193億円
営業利益 55億円

株主還元の基本方針

株主重視の姿勢

- ～積極的なディスクロージャーによる透明性向上
- ～投資家との双方向コミュニケーション
- ～高配当による株主還元



配当方針

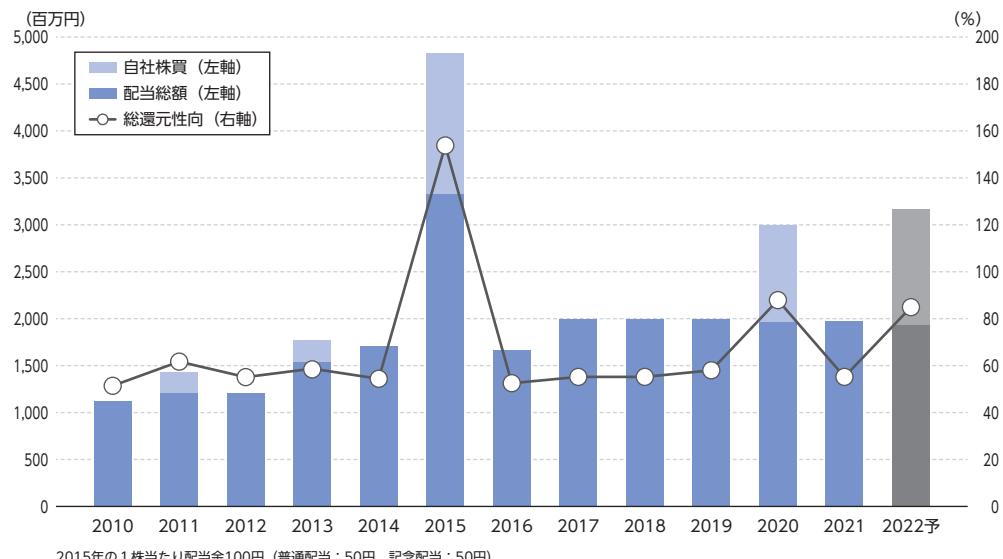
→安定配当継続、配当性向（単体）50%を基本方針にする

自己株式の取得

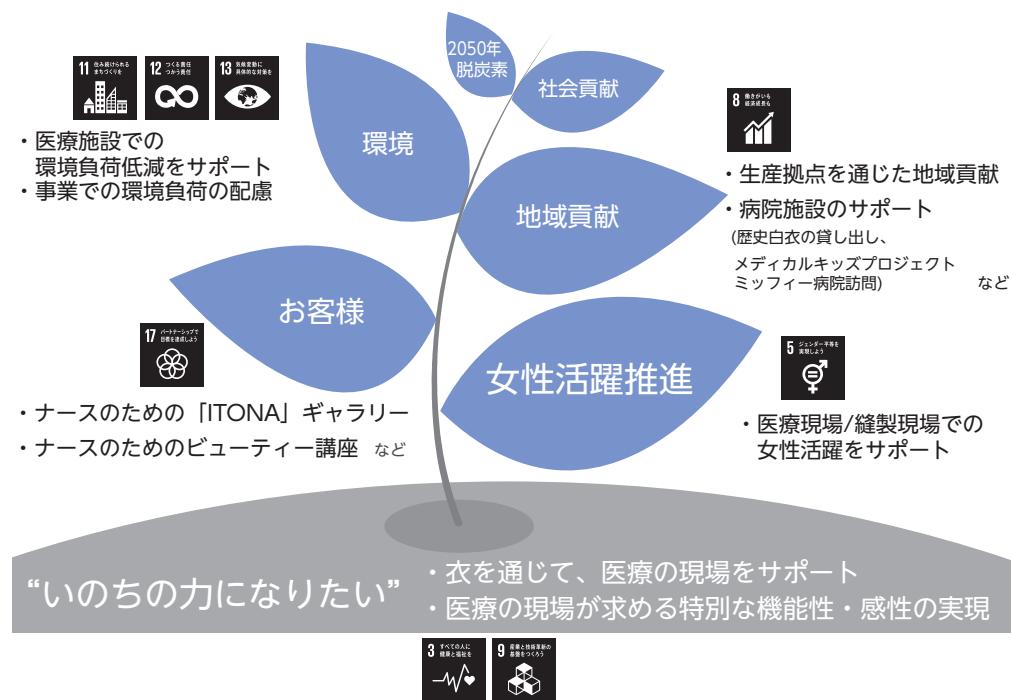
→当社株式が割安と思われる時期に機動的に実施

取得株式数：612,700株 買付総額：1,231,451,300円
2022年4月：480,000株 976,800,000円
2022年5月：132,700株 254,651,300円
自己株式消却（2022年8月実施）：2,500,000株（消却前の発行済株式総数の6.54%）

株主還元実績



<ご参考2> SDGsに向けた考え方



＜ご参考3＞

CSR/ESGの取り組み

社会的責任：豊かな社会の実現とその持続に貢献

新たな取り組み

社会貢献

災害支援ナース用ユニフォーム の提供

災害時に各地から現場に派遣されるナースが着用するユニフォームを日本看護協会へ提供。各都道府県看護協会に保管・備蓄

女性活躍

女性主役産業をサポート

当社の商品の多くは病院・介護の現場で働く女性向けであり、また当社の生産現場では多くの女性スタッフが縫製作業に関わっています。当社の事業活動が、多様なライフイベントをもつ女性が活躍できる場を創出し、働く女性への支援につながっています。

地域貢献

歴史白衣の貸出し

歴史的な白衣のアーカイブを構築し、医療機関の催事等に無料貸し出し。

地域貢献

生産拠点を通じた地域貢献

現地雇用の創出活動、能力開発など、地域社会の発展に貢献しています。

- ・国内生産：1969年～ 秋田県
- ・海外生産：1989年～ 中国・インドネシア・ベトナム

社会貢献

「パラアート活動」をサポート

- ・アートを通じた障がい者支援

社会貢献

- ・感染対策商品を医療機関等に寄付
- ・医療従事者への応援メッセージ
- ・ナースのための詩集を定期発行し、病院や看護師に無料贈呈
- ・障害者雇用支援：障害者の積極的な雇用・促進に貢献した優良事業所として子会社ナガイ白衣工業株式会社が選ばれ、厚生労働大臣から表彰
- ・秋田県仙北郡美郷町産業大使に就任

お客様

ナースのためのビューティ講座 のオンライン化

- ・オンラインビューティ講座
- ・ビューティアドバイスマーベー

お客様

ナースのための憩いの場 「ITONA」ギャラリーの開設

ナースへの「ありがとう」の気持ちを形にするため、日本で初めてのナースのための心のコミュニケーションスペースを開設しています。

地域貢献

メディカルキッズプロジェクト ミッフィー病院訪問

ドクターやナースに模した、子ども用白衣の病院貸出しや、ミッフィー着ぐるみの病院訪問を実施しています。

環境

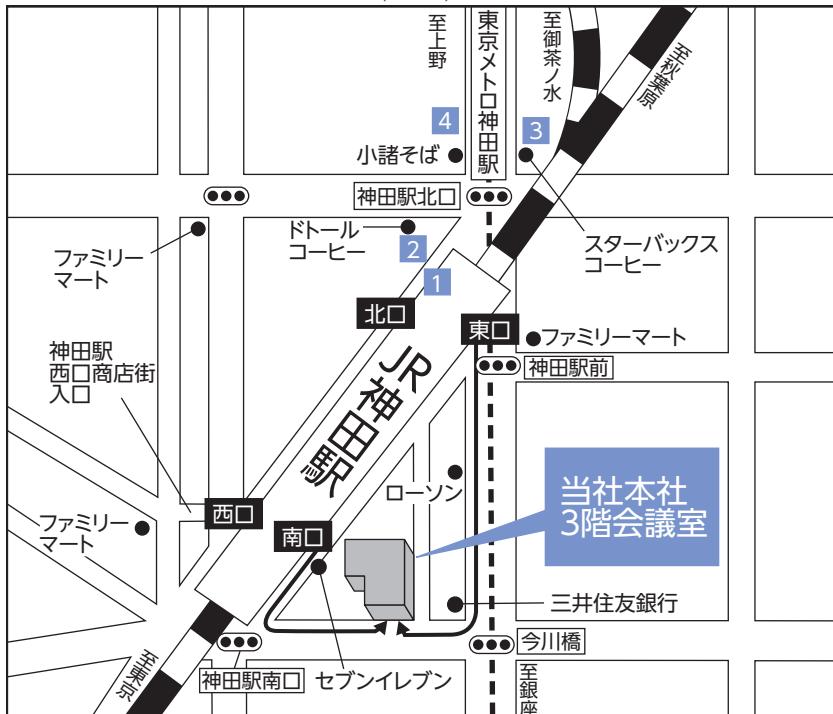
環境への取り組み

- ・2005年に「ISO14001の認証」を取得。原材料の裁断クズを再利用したルーフ材加工などの取り組みを実施。
- ・病院の手術現場向けにリユース商品「コンペルパック」を開発・販売。従来のディスポーザブルからリユーズブルに転換でき、病院内での医療廃棄物削減を可能にしました。

- ・災害支援：SARSやインドネシアの大地震、阪神淡路大震災、東日本大地震、熊本地震などの災害発生時に、看護協会や赤十字を通じた寄付や白衣の提供、車椅子の寄贈などを実施
- ・国連の食糧支援機関「国連WFP」を支援
- ・「南三陸 復興桜植樹」をサポート：3.11の津波到達地点に桜を植える活動「海の見える命の森」に被災地・南三陸町の有志らと協力

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区鍛冶町二丁目1番10号
当社本社 3階会議室
TEL 03(5289)8200



● J R 線「神田駅」 南口出口 徒歩 2 分
東口出口 徒歩 3 分

● 東京メトロ 銀座線「神田駅」 1番出口 徒歩 4 分

上記ご案内図中の 1・2・3・4 は東京メトロ神田駅の出口です。

<ご注意>

駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいます
ようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

